神 経 西 第 642 号 令 和 6 年 10 月 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

		117 1172 7172 1172
市町村名 (市町村コード)		神戸市
		(28100)
地域名 (地域内農業集落名)		押部谷地区
		(近江集落)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年10月2日
協議の桁米を取りる	まとめがに平月口	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

# 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

・現在、近江地区の農家は、近隣集落にある押部谷果樹団地でのブドウやモモ等の栽培や集落内での野菜栽培を行っている。一方、近江地区では後継者が不在である農地が多く、新たな農地の受け手の確保や活用する仕組みづくりを検討する必要がある。

- ・機械や資材の高騰をはじめ、労働時間や労働環境から考えて、子供が今後農業の担い手となる可能性は低く、 今後の農地の管理に不安がある。また、所有者が遠方のため農地の管理に関心も低く、耕作放棄地が増えてき ている。
- ・集落内の人口減少も顕著になってきており、インフラ管理をはじめとする共同作業ができなくなってきた。また、 現状を維持することで精一杯である。
- ・農業の収入では新しい農業機械を購入することも既存の機械の修理もできない。そのため、機械が壊れたら農業をやめないといけない。また、燃料や肥料などの資材費が近年特に高騰しており農業を継続することは困難になってきている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・近隣集落で生産している果樹や集落内で生産している野菜を主要作物としつつ、新規就農者や農業法人を募っていく。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		9.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.0 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い 農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針				
	・現在の所有者がいなくなり耕作放棄地になる前に、集落で活用できる仕組みを検討する。				
	(2)農地中間管理機構の活用方針				
	・必要に応じて検討する。				
	(3)基盤整備事業への取組方針				
	・必要に応じて検討する。				
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針				
	・小規模新規就農者や技能実習生を受け入れる。				
	・空き家や耕作放棄地を集落で使用できるような仕組みを構築し、新たな担い手を地区内外から募る。				
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針				
	・必要に応じて検討する。				
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)				
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等				
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他				
	【選択した上記の取組方針】				